

【特定建築物使用届 提出書類について】

◇特定建築物使用届（第1号様式）

◇特定建築物概要書（第2号様式）

◇空気調和設備の概要書（第3号様式）

◇給排水設備及び汚物処理設備の概要書（第4号様式）

◇建築物環境衛生管理計画書（第13号様式）

1. 履歴事項全部証明書の写し（届出者が法人の場合）（※原本もご提示下さい）
2. 検査確認済証の写し（＋確認申請書第一面から第六面までの写し）
3. 検査済証の写し
4. 付近の見取り図（周囲約200m）
5. 図面類（しゅん工図面）
 - ①建築物の配置図（敷地内の建物の位置・方向）
 - ②建築物の平面図（各階の平面図－基準階平面図）
 - ③建築物の断面図（正面・側面図）
6. 設備図面
 - ①空調設備等（冷却塔、加湿器を含む。）の平面系統図及び断面系統図、詳細図（空調ダクト・配管系統図）、機器一覧表
 - ②給排水設備（雑用水を含む。）の平面系統図（給排水系統図）及び断面系統図・詳細図

※系統図・詳細図は、配管・給排水等が分かりやすいように色分けしてください。
7. 廃棄物集積所の図面（平面図、詳細図）
8. 空気環境測定ポイント図
9. 建築物環境衛生管理技術者免状の写し（※原本もご提示下さい）
10. (1)所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合
当該者が当該権原を有することを証する書類（委任状など）
(2)所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合〔(1)に掲げる場合を除く〕
当該者が当該権原を有することを証する書類（委任状など）

*** 注意事項：**届出者は、法律第5条の規定により当該特定建物の所有者又は全部管理権限者になりますので、ご注意下さい。

【建築物における衛生的環境の確保に関する法律（抜粋）】

第五条 特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「**特定建築物所有者等**」という。）は、当該特定建築物が使用されるに至ったときは、その日から一箇月以内に、厚生労働省令の定めるところにより、当該特定建築物の所在場所、用途、延べ面積及び構造設備の概要、建築物環境衛生管理技術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下この章並びに第十三条第二項及び第三項において同じ。）に届け出なければならない。

※**維持管理権原者：**所有者、占有者等は、法第4条第1項で規定する建築物環境衛生維持管理基準に従い、当該特定建築物を維持管理することが義務付けられた維持管理権原者とされている。

しかし、特定建築物の所有者以外に占有者が存在する場合であっても、当該特定建築物所有者から契約により、特定建築物の維持管理に関する一切の権限を与えられていなければ、占有者が維持管理権原者にはなり得ない。